官民連携事業推進講演会



包括的維持管理委託 道路・公園 巡回員 三 条 市

インフラの包括的民間委託

(三条市における取組事例)





令和3年9月17日 新潟県三条市 建設部建設課 課長 吉澤 覚

はじめに三条市の紹介

取組の 概要 取組の 背景 検討経緯。導入の効果》おわりに





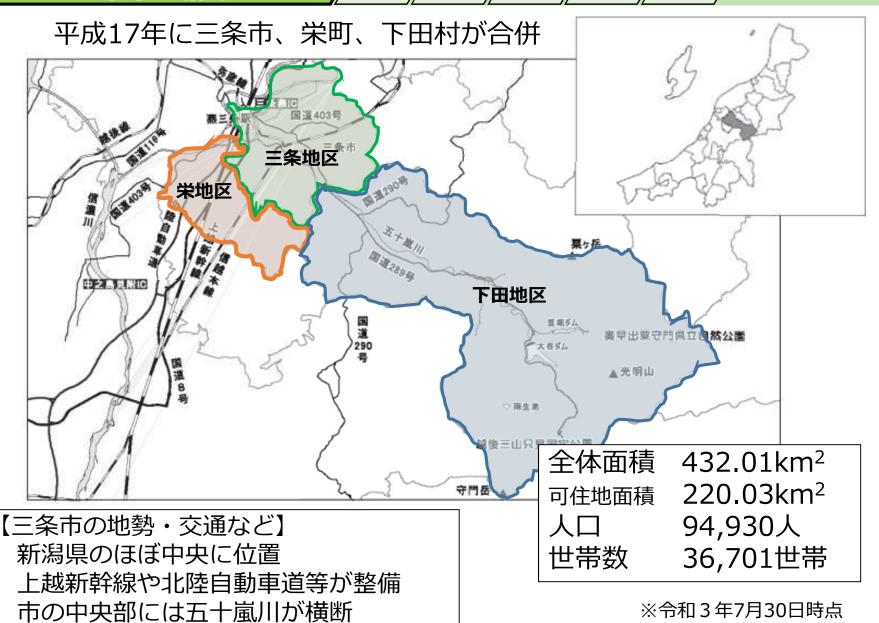
三条市の紹介

取組の 機要 //

取組の 背景

検討経緯。導入の効果》おわりに



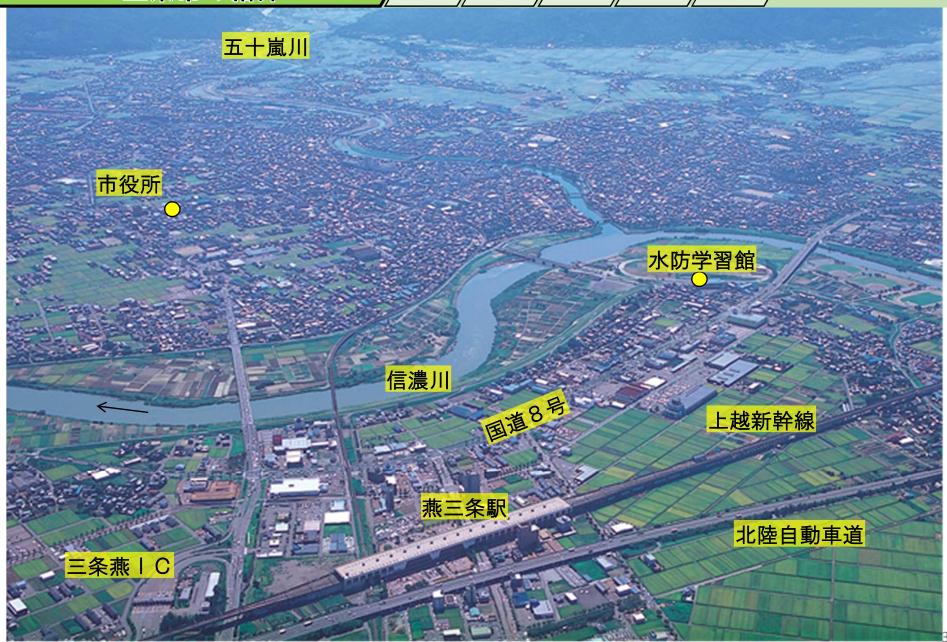


三条市の紹介

取組の 概要 取組の 背景

検討経緯が導入の効果がおわりに





三条市の紹介

取組の 概要 取組の 背景

検討経緯、導入の効果》おわりに





三条市の紹介

取組の 概要 取組の 背景 検討経緯が導入の効果がおわりに









本成寺鬼踊り

三条凧合戦

カレーラーメン







大名行列

三条マルシェ

ミズベリング三条

はじめに三条市の紹介

取組の 概要

取組の 背景

検討経緯。導入の効果》おわりに





三条市の紹介

取組の 取組の 背景

》検討経緯



○所管する主なインフラ

・道路施設 : 市道(約1,120km)、橋梁(約660橋)等

・上水道 : 配水管(約780km)、給水管(約41,000本)等

・下水道 : 公共下水道事業雨水幹線(約10km)、

汚水管(約280km)等

·農林道 : 農道(約250km)、林道(約90km)

・公園 : 約200 施設(162ha) 等

· 法定外公共物 : 里道、水路、等







三条市の紹介

取組の 概要 取組の 背景

検討経緯。導入の効果》おわりに



○維持管理体制

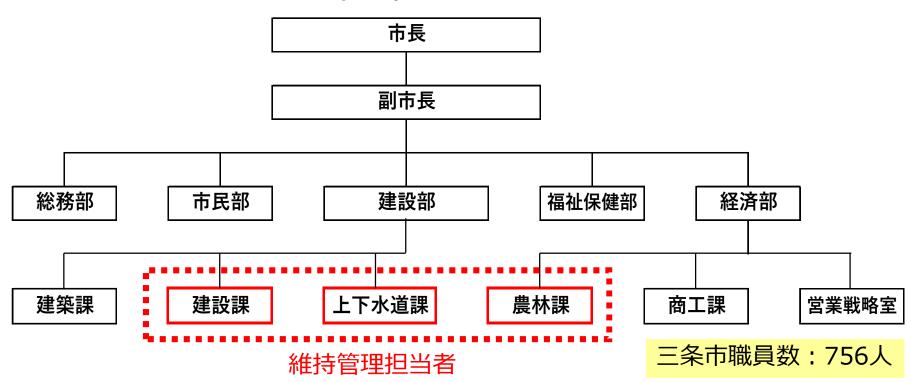
・維持管理に携わる職員

□建 設 課: 9名(うち技能職員4名)

□上下水道課: 2名(うち技能職員2名)

□農 林 課: 3名

組織図



〉はじめに

取組の概要

包括的維持管理業務委託とは

取組の 背景

検討経緯 グ導入の効果 おわりに



包括的維持管理業務委託とは

今まで 市役所が行っていた

道路・公園等の維持管理に関する業務の一部を民間事業者が実施

今まで…

要望してから工事完了まで時間がかかる・・・



- **ϼ**① 要望·現地確認
- ④ 工事完了の連絡



- , ② 見積・作業依頼。
- ③ 工事完了



業務の一<mark>部</mark>を 民間業者に!



- ① 要望・現地確認
- ② 工事完了の連絡



市役所を間に挟まないことにより 発注手続き等が省略でき迅速な対応が可能に! 〉はじめに〉

取組の概要

包括的維持管理業務委託とは

取組の 背景 検討経緯》導入の効果がおわりに



(1)包括的民間委託導入エリア



〉はじめに〉

取組の概要

包括的維持管理業務委託とは

取組の 背景

検討経緯 グ導入の効果 おわりに



(2) 包括的民間委託の委託内容

○市民からの苦情・要望受付

○各施設の巡回

○道路維持管理:舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など

○公園維持管理:施設、遊具、植栽など ○水路維持管理:水路、ポンプ場点検など

| 業務範囲 | 嵐北地区 (市街地) | 下田地域 (中山間地) | 栄地域 (平地部) |
|------|--|--|---|
| 契約額 | 737,856千円 (約147,600千円/年) | 177,250千円 (約35,400千円/年) | 176,000千円 (約64,000千円/年) |
| 主な施設 | 市道336km、橋梁218橋、道路照 明灯144基、公園71箇所 | 市道240km、橋梁157橋、道路照 明灯8基、公園11箇所 | 市道229km、橋梁35橋、道路照明 灯44基、公園28箇所、ポンプ場1 箇所 |
| 委託者 | 外山・久保・マルモ・イグリ・山 田・向陽園・パシフィックコンサ ルタンツ共同企業体 | 吉田組・鈴喜建設・若林建設・グ リーン造景企画・淡路電機管工共 同企業体 | 木菱・中央・山口・石翠園・斎 藤・キタック共同企業体 |
| 委託期間 | 平成31年4月~令和6年3月 | 同左 令和3年6月~令和6年 | |
| 主な業務 | 以下に示す道路施設などに関する 維持業務 舗装、側溝、防護柵、標識、公園 施設、街路樹、橋梁、街灯、消雪 パイプ、除草 など | 同左 | 左記のほか以下を追加 ・橋梁点検 ・道路照明灯点検 ・遊具点検 ・ポンプ場点検 |

〉はじめに〉

取組の概要 包括的維持管理業務委託とは

取組の 背景 検討経緯と導入の効果とおわりに



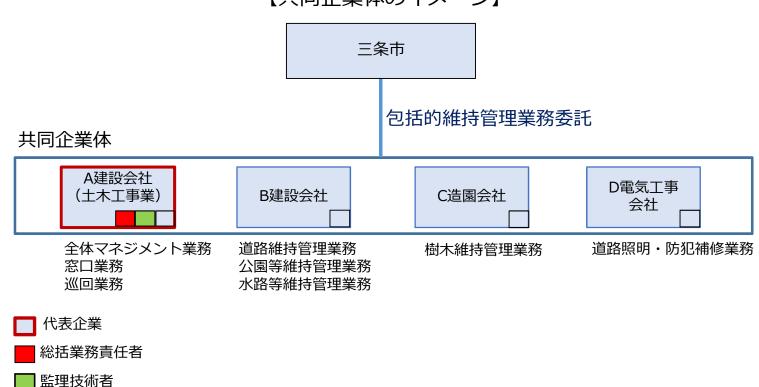
(3) 受注者の体制

業務実施責任者

O 建設会社、造園会社、電気工事会社など各分野に精通した企業からなる共同企業体が受注

参加資格要件:3者以上10者以内で構成される共同企業体

【共同企業体のイメージ】



〉はじめに

取組の概要

包括的維持管理業務委託とは

取組の 検討経緯 導入の効果 おわりに



(4)業務実施基準

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 業務実施基準 | 業務要求水準書に基づき判断 通常の維持管理を超える案件(130万円以上/工事)は対象外 |

業務要求水準書

[99紙4]

社会資本の維持管理基準 (案)

1 適用の範囲

社会資本の維持管理基準(案)は、三条市が管理する社会資本の維持管理基準 「利する。

2 維持管理の目的

社会資本は、万民の生活や生会外資活動の基盤であり、機転的な緑料管理の実施により、利用者空第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けさせることを目的とする。

- 3 維持管理基準(案)
- (1) 除雪

四、3 冬期間の道路交通を確保し、産業の憂興及び通学児童・生徒の安全施保な ど市民生活の安定を図る。

季打学者実施要例に基づき行うものレオス。

(3) 道路無持管理

ア 舗装補修 (Y) 幹級主義

> 該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたと さに、連度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対 応する。

その他市送

該当使所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたと きに、事故の豪生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与え る可能性がある場合に対応する。

イ 保管補仕

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をした ときに、事故の整生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与え る可能性がある場合に対応する。

ウー防薬振補修

該当箇所産を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をした とさに、事故の発生などとより利用者の身体及び財産に着しい影響を与え る可能性がある場合に対応する。

21. 檔案維持

- (2) 道路維持管理
 - アー道路補修
 - (7) 幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、**速度制限を伴うなど、円滑な交通を阻害する可能性がある場合**に対応する

(イ) その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で 利用をしたときに、**事故の発生などにより利用者の身体及 び財産に著しい影響を与える可能性がある場合**に対応する。

業務要求水準書をもとに性能規定により判断

取組の背景

▶事業概要 ▶導入の効果▶ おわりに



① 管理するインフラの現状

建設から40年近くが経過し、急速に老朽化が進むインフラが多数存在

② 地元建設業の現状

市内の建設業における<u>従業員数は急激に減少</u> (20年で約4割減少) →インフラの健全な維持管理や災害時の迅速な対応ができなくなる可能性

③ 市役所の現状

人口減少に伴い、<u>職員が減少</u>している中で、インフラの維持管理に関する要望の対応に追われ、政策立案などの業務に手が回らない状況に・・・









検討経緯





検討経緯(H26年度~H28年度)

| 年 月 | 実施項目•内容等 | | |
|-----------|--|--|--|
| H26.9 | 「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立 | | |
| H27.3 | 「三条市総合計画」を策定(包括的民間委託への移行を打ち出し) | | |
| H27.5 | 「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始 | | |
| H28.3.30 | 「三条市公共施設包括的民間委託検討会」より、包括的民間委託を推進する 提言書が市長宛に提出 | | |
| H28.4 | 提言書を受け、H29年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容 (包括する業務、維持管理基準(案)、入札参加資格等)の検討を開始 | | |
| H28.4.27 | 市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催 | | |
| H28.7.1 | 第1回意見交換会を開催(市内の業界団体ごと) | | |
| H28.11.25 | 第2回意見交換会を開催(市内の建設業を含む維持管理業者対象) | | |
| H29.1.6 | 公告(公募型プロポーザル方式) | | |
| H29.3.6 | 業務委託契約締結 | | |
| H29.3.23 | 業務実施区域内地元説明会(関係自治会長対象)39自治会 ⇒ 住民へ事業開始の周知(チラシ配布・回覧) | | |
| H29.4.1 | 業務開始 (第Ⅰ期:H29~30、第Ⅱ期:H31~R5) | | |

〉はじめに〉〉

取組の 概要 取組の 背景

検討経緯 三条市総合計画(H27~R4)

導入の効果がおわりに



社会インフラに関する価値観の転換

施設の老朽化対策費の増加により、従来どおりの整備や維持管理を行った場合、

必要な財源が確保できなくなるおそれがあるため...

「新しくつくる」

「価値観」の転換

「賢くつかう」

人口增加社会

- ・三条市の社会インフラは、高度経済成長期後に人口増加を要因に して集中的に整備されている。
- ・不足しているものを「新しくつくること」だけを考えて、計画的な維持管理や将来の更新等は省みられなかった。

少子高齢化· 人口減少社会

- · 適切な維持管理が行われないこと により、社会インフラの機能不全や 重大な事故につながる危険性が懸 念される。
- ・求められる機能やニーズの変化から、施設の過剰感が急速に顕著になることから、今ある施設を現状のまま維持することが困難になる。

適正な

既存ストックの賢い利用

- ·求められる機能やニーズの変化を 適切に把握し、施設の今日的な価 値の最大化を追求する。
- ・長期的な視点に立った計画的なマネジメントにより、効果的かつ効率的な施設の整備や維持管理を進めていく。



<u>将来にわたり持続可能な</u> 生活基盤を構築していく。

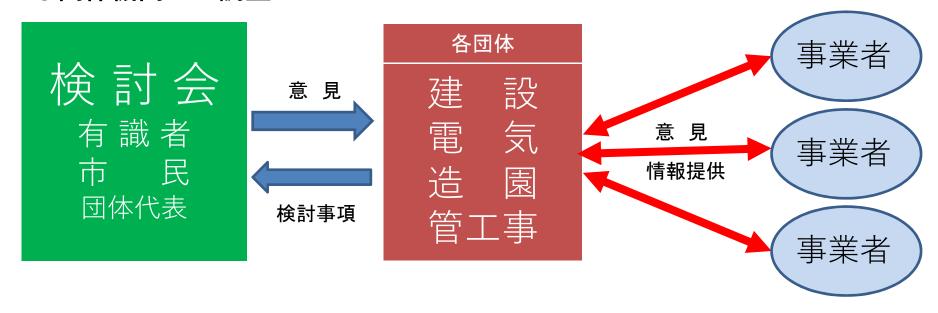


- 1 公共施設の効率的な活用
- (1) 施設機能の見直し
- (2) 施設規模の見直し
- 2 長寿命化の推進
- (1) 計画的な予防保全

検討経緯



○関係機関との調整



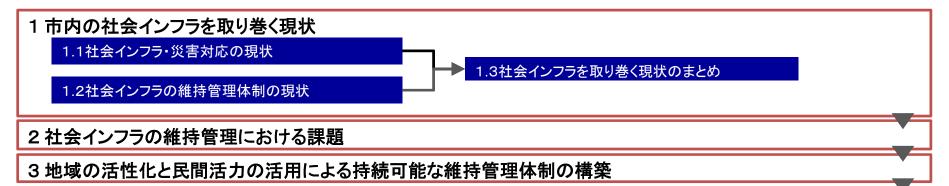
- ・<u>各団体の代表から検討会の委員として参画</u>してもらい、 包括的民間委託を**受注する立場から意見をいただく**
- ・<u>事業導入説明会</u>及び<u>意見交換会</u>を実施し、事業内容や 事務の簡素化についての**意見聴取と事業参加の意向確認**を行う

検討経緯

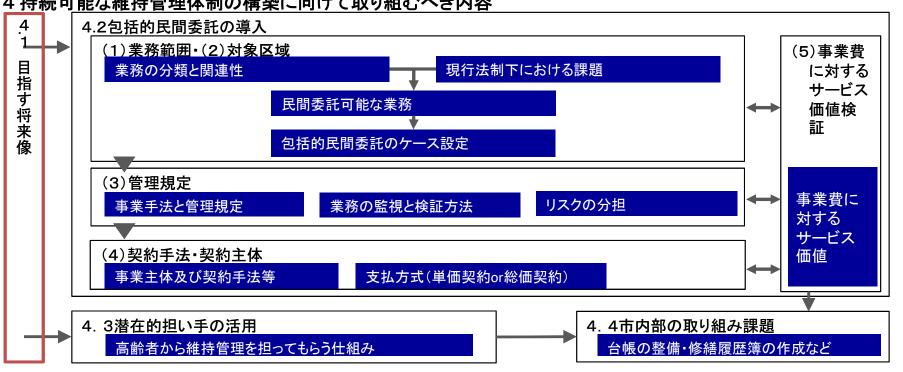
導入の効果》おわりに



〇検討事項



4 持続可能な維持管理体制の構築に向けて取り組むべき内容



取組の 概要 取組の 背景

検討経緯

三条市公共施設包括的民間委託検討会





高

公共の関与

○契約手法の分類について

従来型

部分的民間委託

維持管理等業務の一部を、民間 事業者に委託する従来の手法 業務内容

維持管理

運営

公営

実施方法

直営・維持管理会社に委託

直営・運営会社に委託

PPP 包括的民間委託

民間事業者に維持管理等を長期 契約等により一括発注・性能発 注する委託手法 業務内容

維持管理

(運営)

公営

実施方法

民間事業者に一括発注

PPP 指定管理者制度

地方自治法に基づき、公の施設 の維持管理等を、民間事業者等 を指定し実施させる手法 業務内容

維持管理

(運営)

実施方法

公営

指定管理者(民間事業者)に指定

PFI 公共施設等運営権制度

民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設等の運営権を取得し、維持管理等を長期的・包括的に行う手法

業務内容

維持管理

運営

実施方法

民営

料金収入がないと難しい

低

PFI事業者が公共施設等運営権実施契約に基づき包括 的に実施 取組の 概要 取組の 背景

検討経緯

三条市公共施設包括的民間委託検討会



○包括的民間委託と指定管理者制度の比較

指定管理者制度は、要求水準を条例で定める必要があることや、議決が必要であることに加え、利用料金制度を導入できる施設がなく実質的なメリットがないため、包括的民間委託を採用する

| | 包括的民間委託 | 指定管理者制度 |
|--------------|---|---|
| 法的性格 | 「私法上の契約関係」 | 「管理代行」地方自治法による行政処分 |
| 管理権限 | ·市 | •指定管理者 |
| 施設使用許可 | •不可 | ・可能 ※行政権の行使は不可 |
| 契約期間 | ・複数年(3~5年)が多い | •同左 |
| 要求水準 | ・要求水準書で定める | ・条例+要求水準書で定める |
| 議会議決の必 要性 | ・議会の <mark>議決は不要</mark> | ・議会の <mark>議決が必要</mark> |
| 災害対応の視 点 | ・行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び 工事発注等)は委託できない | ・同左 |
| メリット | ・包括する分野、工種、実施内容などの <mark>契約条件</mark> <u>の修正、変更など容易</u> | · 利用料金制度の導入により、民間の創意工夫がより発揮される。 ・使用許可が可能であるなど公共の関与度合いは、包括的民間委託より小さいとされる。 |
| デメリット | ・使用許可は不可 | ・指定管理の対象とする施設は条例で明文化する 必要があり、制度導入において課題が残る |

検討経緯

三条市公共施設包括的民間委託検討会

導入の効果〉おわりに



〇検討会の提言

取組の

概要

1. 事業主体

事業者側体制は、「<u>地元企業が地域を守れる維持管理体制」を構築するため、</u>事業に 必要な建設業の許可を持つ地元の建設業者により構成される共同受注体とするべき。

2. 事業者選定

巡回や受付のような実績の無い業務を含んでいるなど、<u>不確定要素が多い導入時点においては、</u>技術力・企画能力も含めて総合的に評価できる「<u>公募型プロポーザル方式</u>」を採用するべき。

3. 契約手法

「指定管理者制度」と「包括的民間委託」があるが、<u>指定管理者制度は、利用料金制度</u> <u>を導入できる施設が無く、実質的なメリットがないため、包括的民間委託を採用</u>するべき。

導入の効果



○包括的民間委託の導入効果

| 業務 | 市民 | 民間事業者 | 市役所 |
|--|--|---|---|
| ①複数業務の 包括化 (巡回〜維持補 修の包括化) | ・人口減少で税収が減っている中でも、<u>従来と変わらないサービスを</u>からないサービスを受けられる ・危険個所の発見から対応完了までが迅速になる | ・ 巡回や維持補修を一体で実施でき、創意工夫次第で、収益性の向上が期待できる | ・ 職員が減少している中 でも <u>維持管理レベルを</u> <u>落とさず継続できる</u> |
| ②マネジメント(全体マネジメントの民間化) | ・地域に精通した事業者 の存在が <mark>市民の安心感</mark> に繋がる | ・ 平素から地元の維持管理に携わることで、<u>地</u>域に精通した対応ができる | 要望対応が減少することで、政策立案など<u>職</u>員に求められる業務への注力が期待できる |
| ③災害対応 | ・災害時における「守り 手」の存在が <mark>市民の安</mark> <u>心感</u> に繋がる | ・平素から地元の維持管 理に携わることで、 <u>地</u> <u>域に精通した迅速な対</u> <u>応</u> ができる | ・民間委託していること で、災害発生時に <u>迅速</u> <u>に初動体制を確保</u> でき る |

なじめに 取組 取組の 検討経緯 導入の効 背景 背景

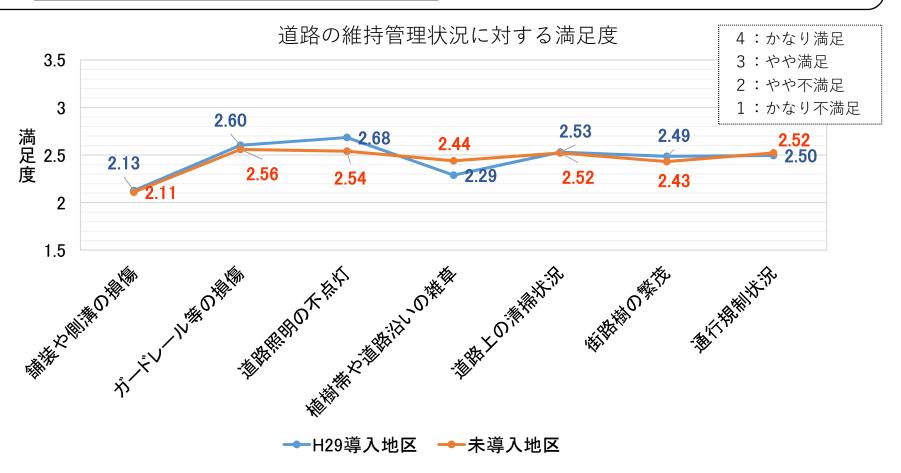
おわりに 満足度調査



《R2年度市民満足度調査(インターネットアンケート)》

道路の地維持管理状況に対する満足度は、平成29年度から包括的民間委託を導入している 地区と未導入地区で大きな差は無い。

⇒**包括民間委託後も市役所の管理水準を維持**できている



おわりに意識調査

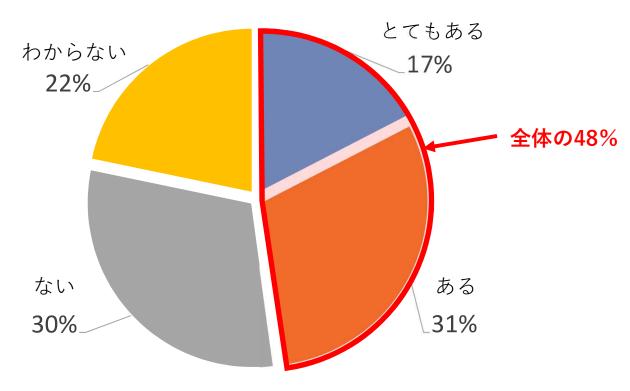


《R2年度市内業者意識調査(インターネットアンケート)》

市内業者の包括的民間委託への参画意欲は、「とてもある」、「ある」が<u>全体の約半数</u>を 占める。

⇒**包括民間委託の事業継続及びエリア拡大が期待**できる

包括的民間委託への参加意欲



取組 取組の 検討経緯 導入の効果 背景

おわりに 導入スケジュール



○包括的民間委託導入スケジュール

